

令和 7 年度

予算案・機構定員の概要

目 次

・ I 予算案の概要	1
・ II 機構定員の概要	4

令和 6 年 12 月

個人情報保護委員会

I 予算案の概要

＜令和7年度予算案総括表＞

(単位：百万円)

	6年度 予算額	7年度 予算案	比較 増減額
個人情報保護委員会 合 計	3,548	4,152	604
1. 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等	188	201	13
2. 事務・権限の拡大に伴う委員会の体制強化	161	170	8
3. 国際連携の強力な推進	293	230	△63
4. 個人情報及びマイナンバー制度における安心・安全の確保	196	199	3
5. デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発	151	147	△5
6. 個人情報保護委員会の運営等	2,559	3,205	647

注1) 四捨五入の関係で計数は必ずしも一致しない。

注2) 政府情報システム経費 1,172 百万円（6年度）947 百万円（7年度）は、
デジタル庁に一括計上。

区分	令和6年度 予算額	令和7年度 予算案	比較 △減額	増△減率
個人情報保護委員会 関係予算	3,548百万円	4,152百万円	+604百万円	+17.0%

1. 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等 201百万円（13百万円増）

個人情報を取り扱う各主体における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用を確保するための各種施策に取り組む。

また、個人情報を取り巻く新たな課題に対応するため、国内外における個人情報の保護・利活用に関する動向や関連する技術に関する動向等を的確に把握し、外的環境の変化に即応した個人情報保護制度の運用や見直し等につなげる。

- ◇ 民間事業者の自主的な取組を促進するための研修会等の実施
- ◇ デジタル技術の飛躍的な進展による個人情報を取り巻く環境の急速な変化を踏まえた国内外における個人情報に関するデータ活用の実態把握
- ◇ 個人情報等の適正な取扱いに関する諸外国の法制度や、個人情報等を取り巻く最新の動向把握
- ◇ 有識者、ステークホルダー等を通じた個人情報の保護・利活用や関連する技術に関する動向等の把握

等

2. 事務・権限の拡大に伴う委員会の体制強化 170百万円（8百万円増）

令和2年改正法^{※1}及び令和3年改正法^{※2}により拡大した事務・権限を適切に執行するため、民間事業者、行政機関等における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する組織体制を構築するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、計画的に監視監督を実施する。

- ◇ 個人データの第三者提供を行う事業者等における個人情報の取扱いに関する実態把握
- ◇ 漏えい等事案の報告について、セキュリティ専門機関も活用し適切に対応

等

※1 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）

※2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）

3. 国際連携の強力な推進

230 百万円（63 百万円減）

個人情報を含むデータが安全・円滑に越境移転できる国際環境を構築するため、国際フォーラムでの議論や、米国・欧州等の各国・地域の関係機関等との協議等を通じて、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の推進を図る。

さらに、最新の国際動向の把握と情報発信に努めるとともに、関係各国及び地域の個人情報保護当局との国境を越えた執行協力体制の強化に取り組む。

◇ グローバル CBPR（越境プライバシールール）フォーラムを中心とした国際的な企業認証制度の普及促進

◇ 関係各国及び地域との枠組みにおいて、個人情報保護に関する法制度及び執行状況に関する情報交換並びに協力関係の強化を推進

等

4. 個人情報及びマイナンバー制度における安心・安全の確保

199 百万円（3 百万円増）

個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いの確保のため、行政機関等の検査をはじめ、効果的かつ効率的な監視監督に向けた取組の強化を図る等、個人情報及び特定個人情報の取扱いについて国民の安心・安全が確保されるよう、各種取組を拡充する。

◇ 地方公共団体に対し、特定個人情報を含む個人情報の紛失・漏えい事故が発生した想定で初動対応訓練を実施

◇ 監視・監督システムによる情報提供ネットワークシステムの監視を適切に実施し、特定個人情報の不適切利用の早期発見と抑止を図る

等

5. デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発

147 百万円（5 百万円減）

デジタル社会において個人情報が適正に取り扱われるよう、監督活動や相談対応等を通じて把握した課題について、民間部門、公的部門双方の個人情報保護制度に関する司令塔として情報発信を行う。

また、消費者・生活者を始めとして、広く国民を対象に、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を公式 SNS 等により積極的に展開する。

◇ 行政機関、地方自治体、民間事業者や関係団体とも緊密に連携し、法制度の意義や個人情報の取扱いについて、各主体の研修機会での情報提供や解説動画の配信等、多様な媒体を用いた周知啓発

◇ 消費者・生活者、こども等の各層に対して、効果的なコンテンツやメディアを活用しつつ、国民の「個人情報リテラシー」を高める取組

等

6. 個人情報保護委員会の運営等

3,205 百万円 (647 百万円増)

個人情報保護委員会の運営に必要な人件費・事務運営経費

II 機構定員の概要

◇ 個人情報等の取扱いに関する苦情の処理や苦情の申出についての必要なあっせんを適切に行うために必要な体制強化や行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進のために必要な体制強化等、所要の体制整備を実施

1. 機構

企画官 1 名を設置

2. 定員

新規増員により必要な体制整備を実施

(令和6年度末定員 231名 → 令和7年度末定員 237名)